

「日本文理大学ハラスメント防止等に関する規程」第7条の相談員および苦情を受ける体制について

(2017年6月1日)

1. 規程第7条に定める相談員は、次の通りとする。

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 工学部教員の相談員 | 工学部長または工学部副学部長 |
| (2) 経営経済学部教員の相談員 | 経営経済学部長または経営経済学部副学部長 |
| (3) 職員の相談員 | 学園事務局長または大学事務本部長 |
| (4) 学生の相談員 | 教務・学生支援担当責任者または教務・学生支援担当職員 |
| (5) 女性の相談員 | 学長が別途、指名する者2名 |
| (6) その他の者の相談員 | 学園事務局長または大学事務本部長 |

2. 規程第7条に定める「苦情を受ける体制」は、次の通りとする。

- (1) 相談員は、相談の申し出を受けたとき、すみやかに相談の日時および場所を指定する。
- (2) 教員または職員が、相談員に直接の申し出あるいは相談をしにくい場合は、所属長等を通じて行うことができる。
- (3) 学生については、上記相談員以外で苦情の申し出あるいは相談を受けた者は、すみやかに相談員に報告をする。
- (4) 相談者が女性の場合、原則として相談の場に女性の相談員が同席することとする。
- (5) 相談員で解決できない場合は、委員長に申し出て、すみやかにハラスメント防止委員会を招集する。
- (6) ハラスメントに関する一般的な相談担当者は、大学総務・経理担当責任者および学長が指名する担当者とする。
- (7) ハラスメントに関する相談を受けた相談員は、防止委員会事務局を通じて委員長に報告を行う。